

第 40 号議案

神戸市消防賞慰金支給条例の一部を改正する条例の件  
神戸市消防賞慰金支給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市消防賞慰金支給条例の一部を改正する条例

神戸市消防賞慰金支給条例（昭和42年 7 月条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(賞慰金)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 賞慰金の種類及び支給額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 殉職者賞慰金</p> <p>殉職者賞慰金の額は、3,000万円以下とし、功績の程度及び扶養親族（消防職員については神戸市職員の給与等に関する条例(昭和26年 3 月条例第 8 号)第 7 条第 2 項に規定する扶養親族及び他の生計の途が</p>	<p>(賞慰金)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 賞慰金の種類及び支給額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 殉職者賞慰金</p> <p>殉職者賞慰金の額は、3,000万円以下とし、功績の程度及び扶養親族（消防職員については神戸市職員の給与等に関する条例(昭和26年 3 月条例第 8 号)第 7 条第 2 項に規定する扶養親族、消防団員については</p>

なく主としてその職員の扶養を受けている配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、消防団員については非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年政令第335号)第2条第3項に規定する扶養親族をいう。以下同じ。)の状況に応じ別表第1に定める額とする。

(2) [略]

別表第2 (第2条関係)

	功績の程度	
身体障害の程度(等級)	(1) 特に顕著な功労があり、他の模範と認められる者	(2) 多大な功労がある者

[略]

[略]

[略]

備考

- この表の等級は、地方公務員災害補償法施行規則(昭和42年自治省令第27号)別表第3に規定する障害の等級区分によるものとし、その等級の決定については、地方公務員災害補償法第29条第5項

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年政令第335号)第2条第3項に規定する扶養親族をいう。以下同じ。)の状況に応じ別表第1に定める額とする。

(2) [略]

別表第2 (第2条関係)

	(1) 特に顕著な功労があり、他の模範と認められる者	(2) 多大な功労がある者
身体障害の程度(等級)		

[略]

[略]

[略]

備考

- この表の等級は、地方公務員災害補償法別表に規定する障害の等級区分によるものとし、その等級の決定については、同法第29条第2項、第3項(第1号を除く。)及び第5項の規定を準用する。

及び第6項（第1号を除く。）並びに地方公務員災害補償法施行規則第26条の5第2項の規定を  
準用する。

2 [略]

2 [略]

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

#### 理 由

賞慰金の加算規定の変更等に当たり、条例を改正する必要があるため。